

令和4年1月11日
近畿総合通信局

電波法違反の無線従事者に対する行政処分

－無線局の運用停止処分及び無線従事者の従事停止処分－

近畿総合通信局（局長：淵江 淳（ふちえ あつし））は、捜査機関との共同取締りで摘発した無線従事者に対して、電波法に基づく行政処分を行いました。

当局では法令遵守に関する周知の徹底と電波監視により電波利用秩序の維持を図り電波法令違反に対しては厳正に対処してまいります。

1 違反の概要及び行政処分の内容

被処分者	違反の概要	処分の内容
大阪府枚方市 在住の男性 (41歳)	免許を受けずにアマチュア無線局を開設し、電波法第4条第1項の規定に違反した。	アマチュア無線局を本日から48日間運用停止及び無線従事者（第四級アマチュア無線技士）として、その業務に従事することを、本日から48日間停止する。

2 行政処分の根拠

無線局の運用停止は電波法第76条第1項に、
無線従事者の従事停止処分は電波法第79条第1項に基づくものです。

3 関係法令及び適用条項（電波法抜粋）

第4条第1項

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（以下省略）

第76条第1項

総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

第79条第1項

総務大臣は、無線従事者が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

- この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- （以下省略）

連絡先：電波監理部 監視第二課
（担当：瀬戸口、市原）
電話：06-6942-8528